

施設定期検査の延長について

令和元年 12 月 16 日

再処理廃止措置技術開発センター

ガラス固化技術開発施設の廃止措置中の施設定期検査のうち、令和元年 6 月 12 日に「台車と結合装置のインターロックの作動試験」を受検し、7 月 8 日よりガラス固化処理運転を開始したが、7 月 23 日のガラス流下において、流下ノズル加熱電源系統の漏電リレーの作動によりガラス流下が停止し、施設定期検査の合格証の交付前である 7 月 29 日に溶融炉の運転を一時停止したことから、施設定期検査の扱いについて確認する説明（11 月 21 日規制庁面談）を行った。

上記の面談の結果、「施設定期検査の項目を除外するのであれば、その理由について説明するとともに、改めて検査を行うか協議の上、施設定期検査申請書に係る変更届が必要になるのであれば別途提出のこと。」とのことであり、変更届出の理由等を以下のとおり説明する。

【変更届出理由】

ガラス固化技術開発施設の溶融炉に関する「台車と結合装置のインターロックの作動試験」は、令和元年 6 月 12 日に受検し、その後、令和元年 7 月 8 日よりガラス固化処理を開始したが、漏れ電流の発生により、令和元年 7 月 29 日に溶融炉の電源を断とし、ガラス固化処理を一時中断した。

原因は流下ノズルと加熱コイルが接触したことにより漏電リレーが作動し流下ノズルの加熱が停止したものと判断した。加熱を再開するための対策としては、本インターロックの検査対象である結合装置の位置調整又は製作・交換が必要であり、これらの完了後に再度検査を実施することとし、検査の期日を延長する。

なお、延长期日については、現時点では復旧方法が確定していないことから「未定」として届出を行うこととした。

以上